

財務省告示第百六十二号

第二十二回特別給付金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件（平成十六年四月財務省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、平成十九年五月一日から適用する。

平成十九年四月二十七日

財務大臣 尾身 幸次

第二号中「及び平成十六年十一月一日を発行日とする証券（以下「る号」という。）」を「、平成十六年十一月一日を発行日とする証券（以下「る号」という。）及び平成十八年十一月一日を発行日とする証券（以下「は号」という。）」に改める。

第四号中「平成十八年五月一日から平成十九年四月二十七日まで」を「平成十九年五月一日から平成二十年四月二十八日まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二号関係）

区分	買 上 価 格	備 考
い号	一、〇六三、五〇〇円	平成十九年五月一日から平成十九年十月三十日までに買い上げた

		場合（買上賦札十三枚）
い号	九九五、四〇〇円	平成十九年十月三十一日から平成二十年四月二十八日まで買い上げた場合（買上賦札十二枚）
る号	一、一九三、八〇〇円	平成十九年五月一日から平成十九年十月三十日まで買い上げた場合（買上賦札十五枚）
る号	一、一二九、六〇〇円	平成十九年十月三十一日から平成二十年四月二十八日まで買い上げた場合（買上賦札十四枚）
は号	一、四三三、四〇〇円	平成十九年五月一日から平成十九年十月三十日まで買い上げた場合（買上賦札十九枚）
は号	一、三七五、四〇〇円	平成十九年十月三十一日から平成二十年四月二十八日まで買い上げた場合（買上賦札十八枚）

